質 疑 応 答 書

	設計図書等の種類・頁・番号	質 問 内 容	回答
1	4頁・第1－9	納入期限は令和5年3月31日とすること。とあるが天変地異、大規模な国際紛争、疫病、その他当事者の責めに帰することのできない場合は納入期限延長について協議することができるでしょうか。	質問内容の事由により、納入期限に遅延が生じる恐れがある場合は、納入期限延長についての協議は可能です。 契約約款第5条に基づく届け出を速やかに行い、市が承諾した場合は履行期限の延期について認めております。 参考　契約約款抜粋 （履行期限の延期） 第5条　受注者は、災害その他特別な理由により、製造物件の納入が遅延するおそれが生じたときは、履行期限の延期についてその理由を付した文書により、発注者に履行期限の延期を求め、その承諾を得なければならない。